

久喜市テニス協会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、久喜市テニス協会（以下「本会」）と称する。
- 第2条 本会は、久喜市内のテニス団体を統括し、テニスの普及、発展、並びに会員相互の融和、親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、埼玉県テニス協会、並びに久喜市スポーツ協会に加盟し、次の事業を行う。
1. 競技会の開催
 2. 講習会の開催
 3. 埼玉県テニス選手権大会等への選手の派遣
 4. その他、本会の目的達成に必要な諸事業
- 第4条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

第2章 会員

- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 市内に所在し、本会に加盟するテニス団体（以下「加盟団体」と言う）。
 2. 市内に在住、在勤、在学し、本会に加盟する個人（以下「個人会員」と言う）。
- 第6条 本会への入会及び退会は次の手続きをもってする。
1. 入会しようとする団体は、役員及び会員名簿を添付の上、申し込むこと。
 2. 入会しようとする個人は、申込書を添付の上、申し込むこと。
 3. 退会しようとする団体及び個人は、その理由を記して届出るものとする。
 4. 本会への入退会は、本会理事会の承認を要する。
- 第7条 加盟団体、及び個人会員は、別に定める会費を指定された日時までに納めなければならない。

第3章 役員

- 第8条 本会は次の役員をもって運営する。
- | | |
|-------|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 1～2名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 1名 |
- 第9条 役員を選出
1. 会長、副会長は理事会で選出し、総会で承認を得る。
 2. 理事は、各加盟団体から推挙し、総会で承認を得る。
 3. 監事は会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- 第10条 役員の仕事
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、会長の指示に従い、会務を分掌する。
4. 監事は、会計を監査する。

第11条 役員任期

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残り任期とする。

第4章 会 議

第12条 本会の会議は、総会、及び理事会とする。

総会の構成委員は、理事、及び加盟団体代表とする。

第13条 会議の運営は下記による。

1. 会議は各構成委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。
2. 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
可否同数の場合は、議長がこれを決する。
3. 会議の構成委員は、書面、または代理人に委任することにより、議決に参加することが出来る。

第14条 総会は会長が招集し、その目的、日時及び場所を10日前までに通知しなければならない。

第15条 定期総会は、毎年1回、4月（原則）に開催し、次の議案を審議する。

1. 予算、及び決算
2. 事業計画、及び会務事務報告
3. 本会則で規定した事項
4. その他、必要事項

第16条 臨時総会は、会長が必要と認められた時、または5分の1以上の構成委員から要請の有った時、随時これを開催する。

第17条 理事会は、会長が必要と認められた時、または5分の1以上の理事から要請の有った時、随時これを開催する。

第5章 会 計

第19条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

1. 会員負担金
2. 賛助会費
3. 事業収入
4. その他の収入

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 予算は、会計年度の初めに総会の承認を得て決定する。

決算は、会計年度の終了後、会計監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

付 則

1. 本会則は、総会の議決がなければ変更することができない。
2. 本会則の執行に必要な細則は、理事会で別に定める。
3. 本会則は、2017年4月1日から改正施行する。
4. 本会則は、2022年4月2日に一部改訂する。